

# 持続可能な自治会活動に向けた取組について

## 1 はじめに

自治会は、暮らしやすい地域を実現するためにそこに住む住民同士が協力し、助け合う、もっとも身近なコミュニティで、これまで地域の安全や環境を守り、伝統や文化を継承する大切な役割を担ってきました。

しかし近年、担い手不足、高齢化、地域への愛着の希薄化、社会の多様化などにより、これまでのようには自治会活動が思うようにいかず、ともすれば地域の分断につながりかねないほど、いくつかの課題が浮かび上がってきました。

いま、そしてこの先の未来、自治会にとって大切な活動は何だろう。これまで長年にわたり続けてきた自治会の形を見つめなおすことで、**持続可能で地域特性のある、誰もが参加しやすい自治会が各地に根付くことを願うものです。**

市としましては、その一助となるよう、自治会に関する市の取組を見直してまいりたい所存です。



常滑市長 伊藤 辰矢

## 2 自治会の現状

### (1)自治会とは

一定の地域に住む人々が、自主的に活動している住民組織

【活動のイメージ】

地域の交流促進  
(お祭り・盆踊りなど)

共同利益の追及

住民の相互援助・助け合い

綺麗で快適なまちづくり  
(一斉清掃など清掃活動)

地域の安全活動  
(防災・防犯活動)

身近な情報の提供  
(広報誌の配布、回覧板)

地域福祉の充実  
(高齢者の見守りや日赤などの募金協力)



### (2)本市の自治会組織

(令和7年4月1日時点)

区長

28人

副区長

町内長

575人

組長

自治会加入世帯

15,476世帯

区によって形態は様々

## 2 自治会の現状



### (3)自治会の主な活動内容

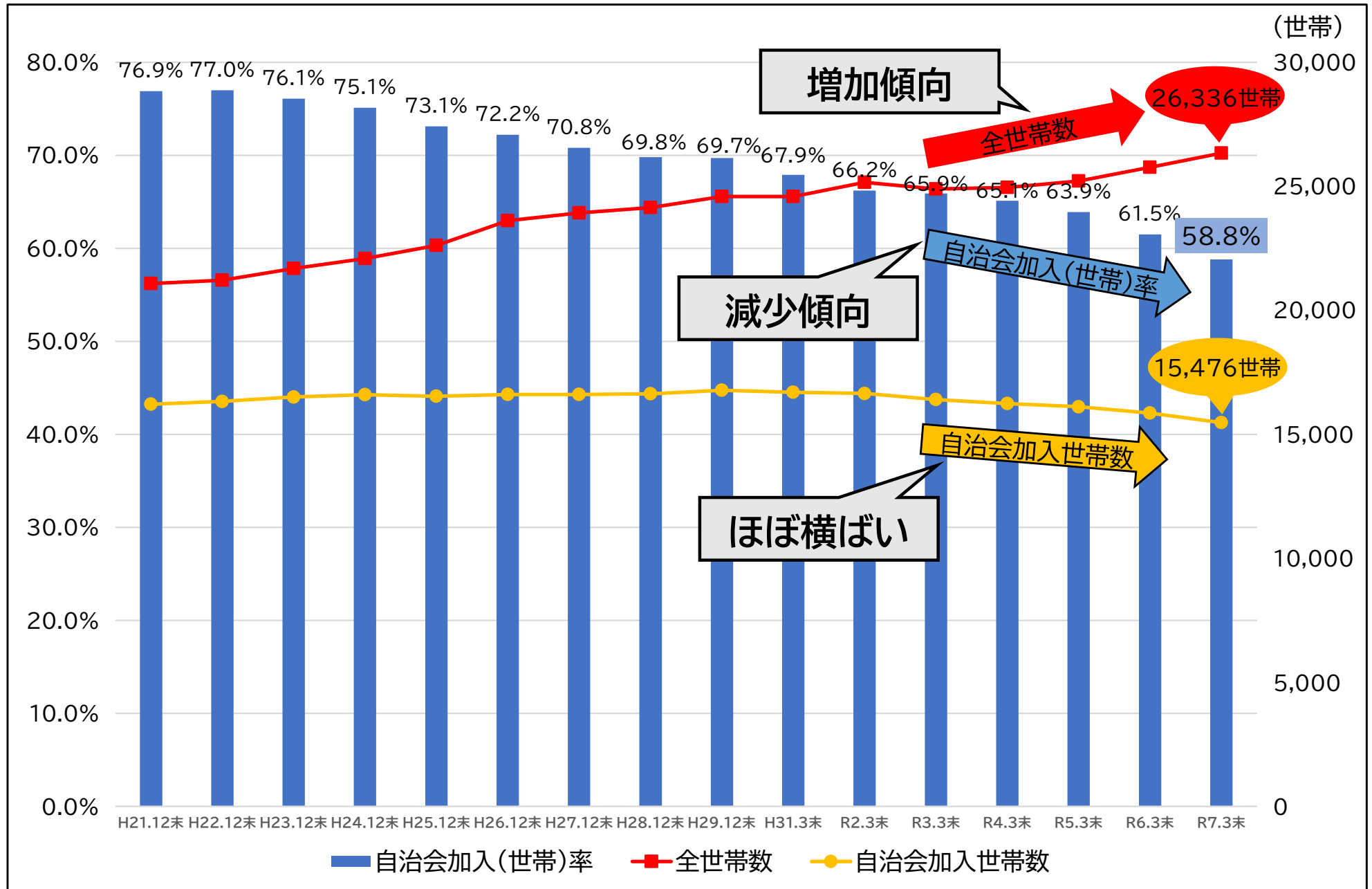


活 動		頻度	内 容
地域の交流促進	①祭礼の開催	随時	春の祭礼・盆踊り・年末年始のお参りなどの運営
	②イベントの開催	随時	ウォーキング大会などの行事運営
地域の安全活動	③防犯灯の設置・維持管理	随時	区や町内会の単位(区によって異なる。)で設置し、電気代の支払いや修繕を実施(市内全体で約3,800基存在)
	④防災訓練の実施	年2・3回	火災や地震などの災害時に備えて防災訓練を実施
	⑤防犯パトロールの実施	月1回	地区内の防犯のためのパトロールを実施(※区によって実施の有無が違う。)
地域福祉の充実	⑥日赤 <sup>(注1)</sup> ・社協 <sup>(注2)</sup> ・赤い羽根の集金	年1回	日赤社資募集(500円)、社協会員募集(300円)、赤い羽根共同募金(200円)の合計1,000円を集金し、あいち知多農協で入金する。
身近な情報の提供	⑦広報誌などの配布	月1回	広報等配布物を自治会加入世帯に配布
	⑧市や自治会の情報の回覧	随時	回覧物のセッティングと回覧
綺麗で快適なまちづくり	⑨一斉清掃の実施	年2回	草刈りなどの清掃
	⑩ごみ集積場の管理	随時	もえるごみ集積場のカラス除けネットの交換など

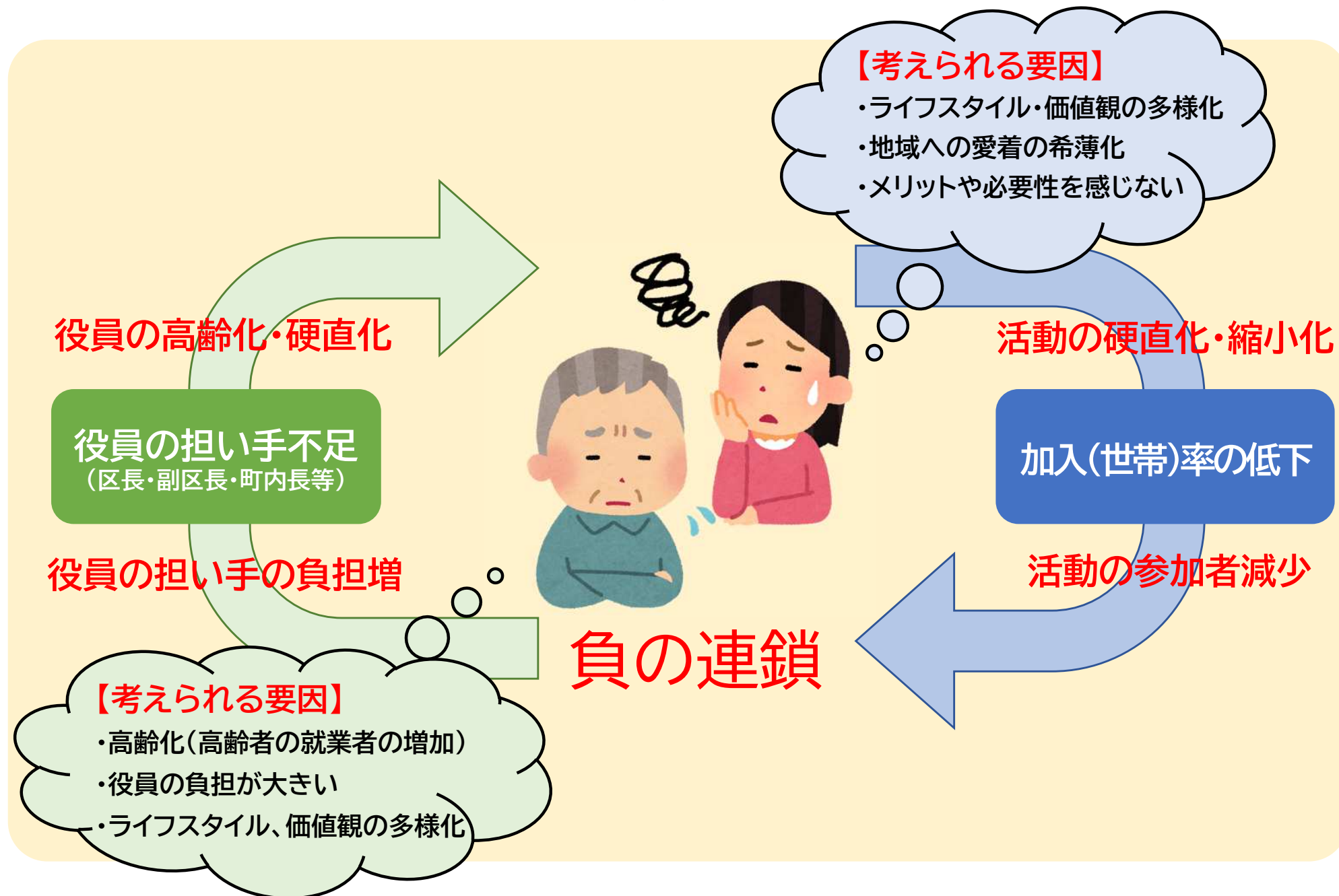
(注1)日本赤十字社のこと。以下同様 (注2)社会福祉協議会のこと。以下同様

# 3 自治会活動における課題等

## (1)自治会加入(世帯)率の低下



(2)自治会加入(世帯)率の低下及び役員の担い手不足の要因



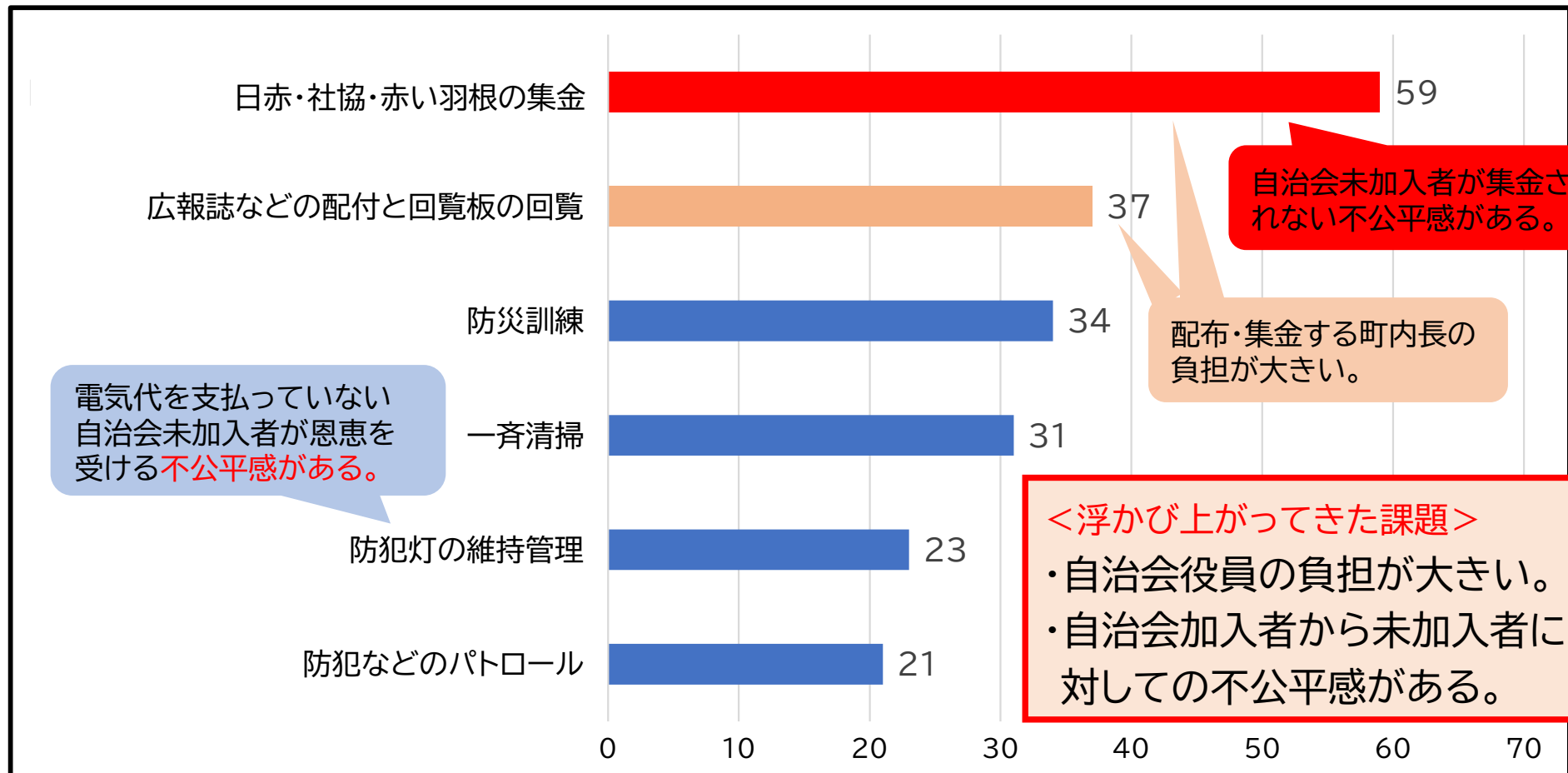
### 3 自治会活動における課題等

## (3)自治会における意向の把握

### ①アンケート調査の実施

以下の6つの活動にかかる自治会の負担感を把握するため、令和7年5月29日から6月30日までの期間で全28区長に依頼して実施

回答	とても負担に感じている	負担に感じている	少し負担に感じている	負担を感じていない
点数	3点	2点	1点	0点



### 3 自治会活動における課題等 (3)自治会における意向の把握

#### ②町内会活動のあり方ワークショップの実施

日時	令和7年8月23日(土)10時から12時
参加者	全区長+市民協働推進委員
内容	町内長の負担軽減や不公平感の解消に向け、「市で行うもの」「引き続き町内会で行うもの」を整理するためグループワークを実施

#### ワークショップの結果

		広報誌などの配布	日赤等の集金	防犯灯の維持管理	一斉清掃	防犯などパトロール
合計	市で実施	4地区	3地区	2地区	1地区	1地区
	どちらともいえない	0地区	1地区	2地区	0地区	0地区
	地区で実施	1地区	1地区	1地区	4地区	4地区

#### 結果(区の意向)

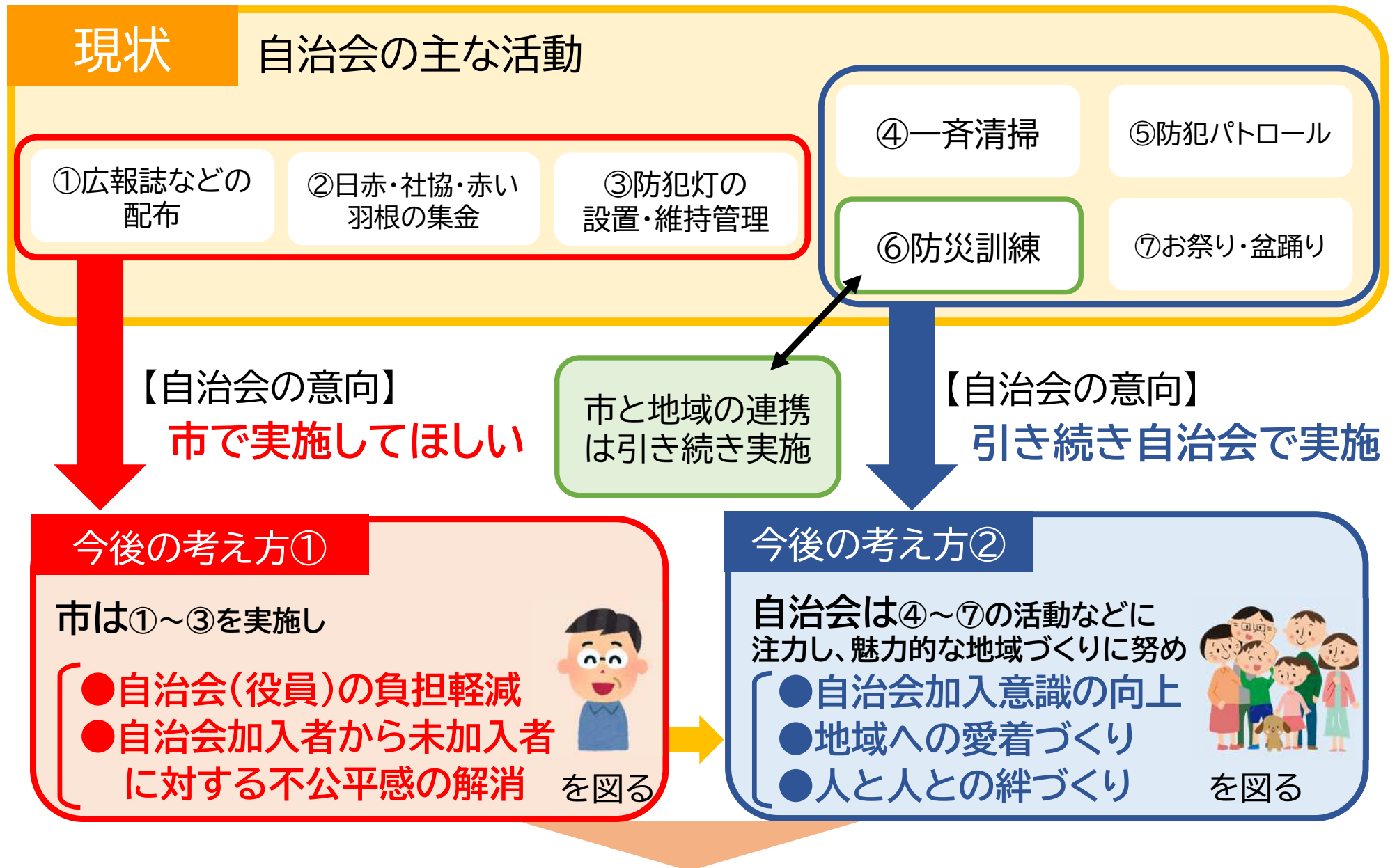
##### 【市で実施してほしい活動】

- ① 広報誌などの配布
- ② 日赤等の集金
- ③ 防犯灯の維持管理



※<その他の意見>自治会加入者減少の要因:自治会活動の理解不足

# 4 課題の解決に向けた基本的な考え方



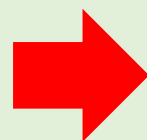
持続可能な自治会活動

# 5 課題解決に向けた取組について

## (1)市で実施するもの

### ①広報とこなめ等の配布(詳細はP10~12参照)

【これまで】  
市から届いた広報とこなめ等を町内長が自治会加入世帯に配布



【今後】  
市委託業者が全世帯に配布(ポスティング)



### ②日赤社資募集・社協会員募集・赤い羽根共同募金の集金(詳細はP13参照)

【これまで】  
町内長が自治会加入者世帯を訪問して集金、または、自治会費から一括集金



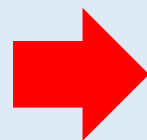
【今後】  
令和9年度から、町内長の負担を軽減した方法で集金

令和8年度において具体的な方法を検討

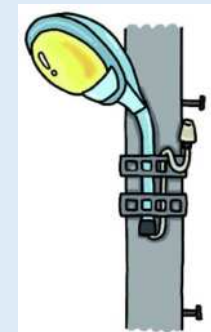


### ③防犯灯の設置・維持管理(詳細はP14・15参照)

【これまで】  
自治会で設置・維持管理し、設置費や電気代を支出  
(※設置には市からの補助金あり)



【今後】  
自治会管理の防犯灯(注)(約3,800基)を市に移管し維持管理(必要に応じて市で新規設置)

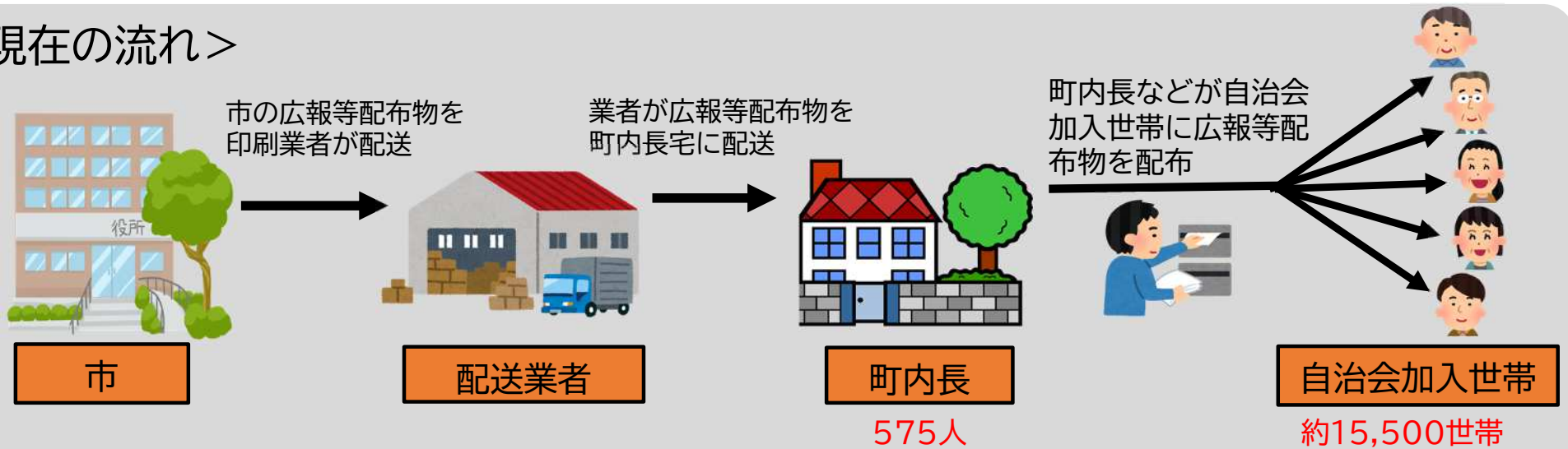


(注)神社など私有地に設置してあるものは移管の対象外とする。

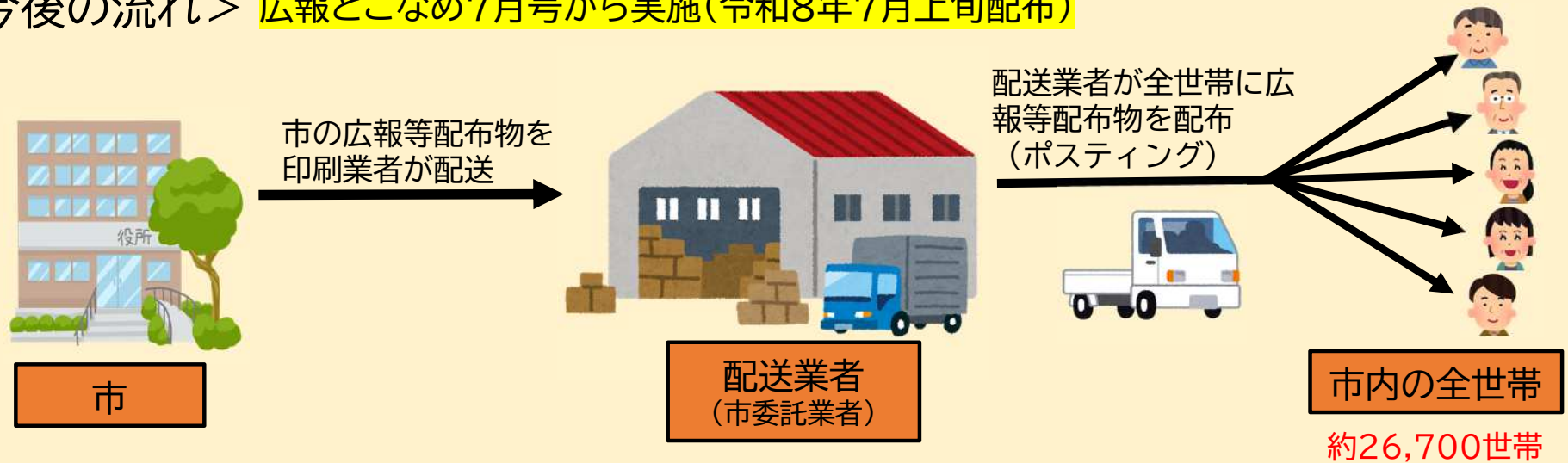
## 5 課題解決に向けた取組について (1)市で実施するもの

### ①広報とこなめ等の配布

#### <現在の流れ>



#### <今後の流れ> 広報とこなめ7月号から実施(令和8年7月上旬配布)



## 5 課題解決に向けた取組について (1)市で実施するもの ①広報とこなめ等の配布

### 市（委託業者）が配布することに伴う変更点

	【これまで】		【今後】
①配布者	町内長など	➡	委託業者
②配布時期	毎月25日～月末の間	➡	毎月1日～10日の間
③市からの回覧物	月に数種類 (月1回町内長宅に配送し、回覧板で回覧)	➡	なくなる (配布物は原則「広報とこなめ」と「議会だより」のみ)
④配布先	自治会加入世帯のみ	➡	全世帯 (世帯の意向により配達中止も可とする)

期待される効果	内 容
①町内長等の負担軽減	業者による配布になるため町内長等の負担が軽減される。
②配布カバー率の増加	自治会加入世帯(約15,500世帯)のみから全世帯(約26,700世帯)に市の情報を伝えられる。
③配布の正確性	業者により正確に配布(ポスティング)される。



#### 〈その他:紙媒体での配布中止の促進〉

高齢者等紙媒体が必要な方を含めて市の情報をもれなく届けるため、当初は全世帯に紙媒体で配布

環境にやさしくなるよう、紙の使用(配達車両の移動)の削減につなげたい

市公式LINEや市ホームページで閲覧する(紙媒体での配布が不要な)方へ配布中止の手続きを促す

広報とこなめと議会だよりを市公式LINEや市ホームページで閲覧する(紙での配達が不要な)方は右の二次元コードから配布中止手続きをお願いします。環境にやさしくなるよう、紙の使用(配達車両の移動)の削減にご協力をお願いします。



(左記の内容を広報誌に掲載)

## 5 課題解決に向けた取組について (1)市で実施するもの ①広報とこなめ等の配布

### 【参考】広報等配布物のデジタル化実証事業の結果と今後の取扱い

広報配布等の町内会の負担軽減や情報伝達の遅れなどの課題の解消に向け以下の実証事業を実施した。

実施期間	令和6年8月から令和7年8月まで		
参加町内	【当初】9町内→【結果】7町内	参加自治会加入世帯	【当初】468世帯→【結果】197世帯



### 実施により分かった問題点

- 若い世代がLINEグループに入らなかった。
- 高齢者などは紙媒体がいいとLINEグループから離脱

紙媒体での配布が残り、町内長の負担軽減につながらなかった。

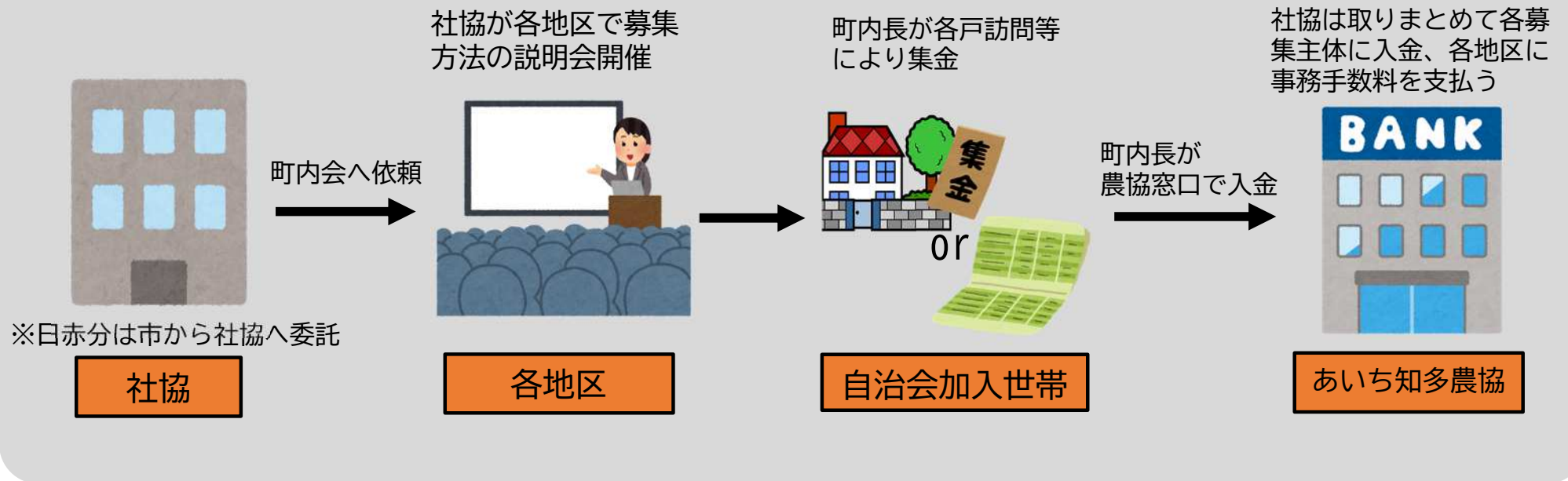
### 今後の取扱い

広報等配布物のデータをLINEで町内長に送付することは実施しない。



## ②日赤社資募集・社協会員募集・赤い羽根共同募金の集金

### <現在の流れ>



令和9年4月頃から変更予定

### <今後の流れ>

自治会の負担を軽減するとともに、自治会加入者からの未加入者に対する不公平感が解消されるよう、集金方法を変更する予定

## 5 課題解決に向けた取組について (1)市で実施するもの

### ③防犯灯の設置・維持管理

#### <現在の流れ>

約3,800基を維持管理



区や町内会

新規設置・LED化・  
修繕を依頼

新規設置・LED化・  
修繕を実施



業者

新規設置・LED化・修  
繕費や電気代の請求

新規設置・LED化・修繕費や  
電気代の支払い（新規設  
置・LED化は一部市が補助）



区や町内会

令和8年12月末までに市への移管を完了し、新規設置・維持管理を開始

(注)自治会管理約3,800基のうち、LED化されていない防犯灯と令和3年度以前のLED灯は新たなLED灯を設置します。

#### <今後の流れ>



区

市民

新規設置を依頼

修繕を依頼

約3,800基を維持管理



市

新規設置・  
修繕を依頼

新規設置・修繕を実施



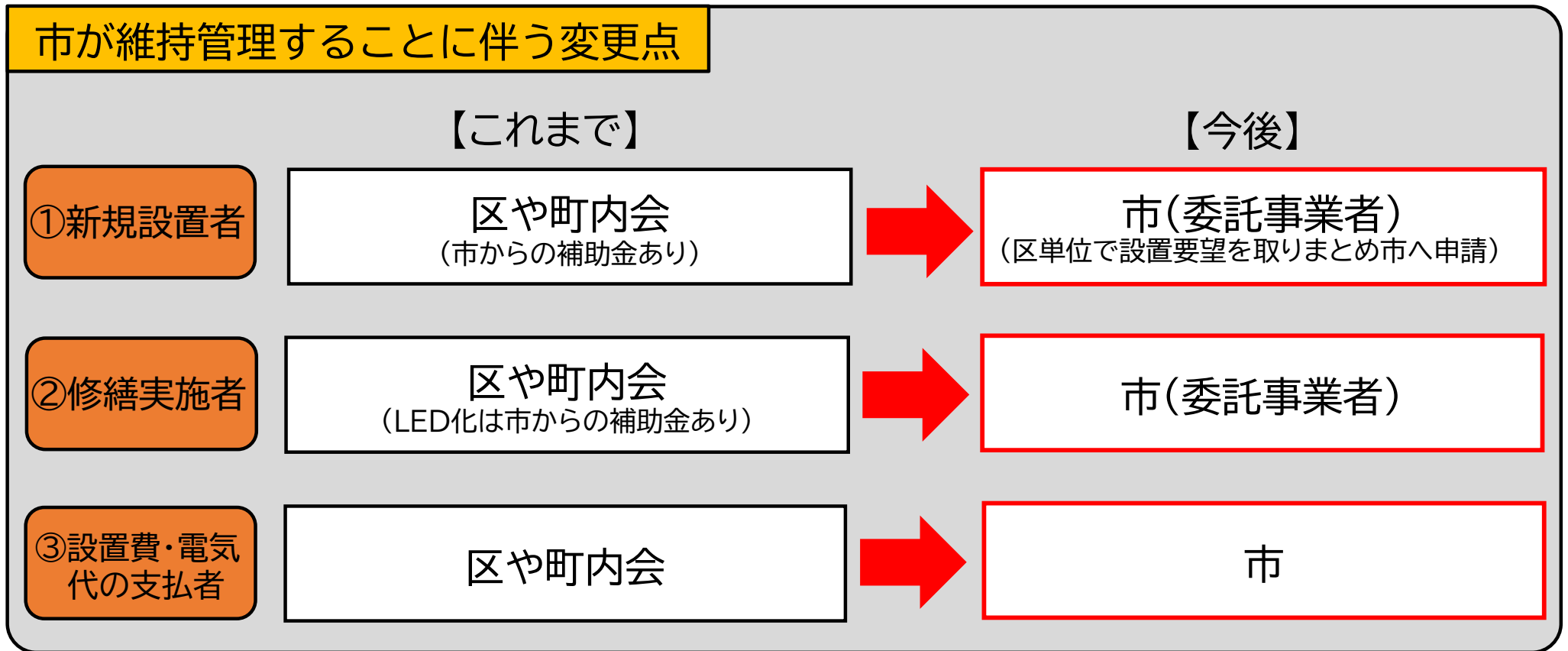
委託業者

新規設置・修繕費  
や電気代の請求

新規設置・修繕費や  
電気代の支払い



市



期待される効果	内 容
①自治会等の負担軽減	新設や修繕の費用及び電気代を市が支払うことにより負担が軽減される。
②消費電力(CO2排出量)抑制	LED化により消費電力(電気代とCO2排出量)が抑制(削減)される。
③スケールメリット	区ごとではなく、市が一括でLED化することにより改修費用が削減される。
④不公平感の解消	自治会加入者も未加入者も同じ恩恵を受けることになり不公平感が解消される。

## (2)自治会における各種情報提供・紹介

「町内会活動のあり方ワークショップ」において、課題として挙げられた「自治会活動の理解不足」の解消に向けた取組

①自治会活動の見える化・  
情報発信

②活動の魅力向上

③自治会加入のきっかけ  
づくり



自治会で実施

支援

市

- ①自治会活動の情報発信
- ②先進事例の情報提供

# 6 市事業費及び地区連絡手数料について

毎年、各区へ支給している「地区連絡手数料」の一部を、市で実施する事業費の財源として充当するよう見直し、令和9年度から見直し後の金額で各区へ支給する(令和8年度は例年どおりの計算式により支給する予定)。

## (1) 令和7・8年度における市事業費及び地区連絡手数料のイメージ

【令和7年度】



【令和8年度】

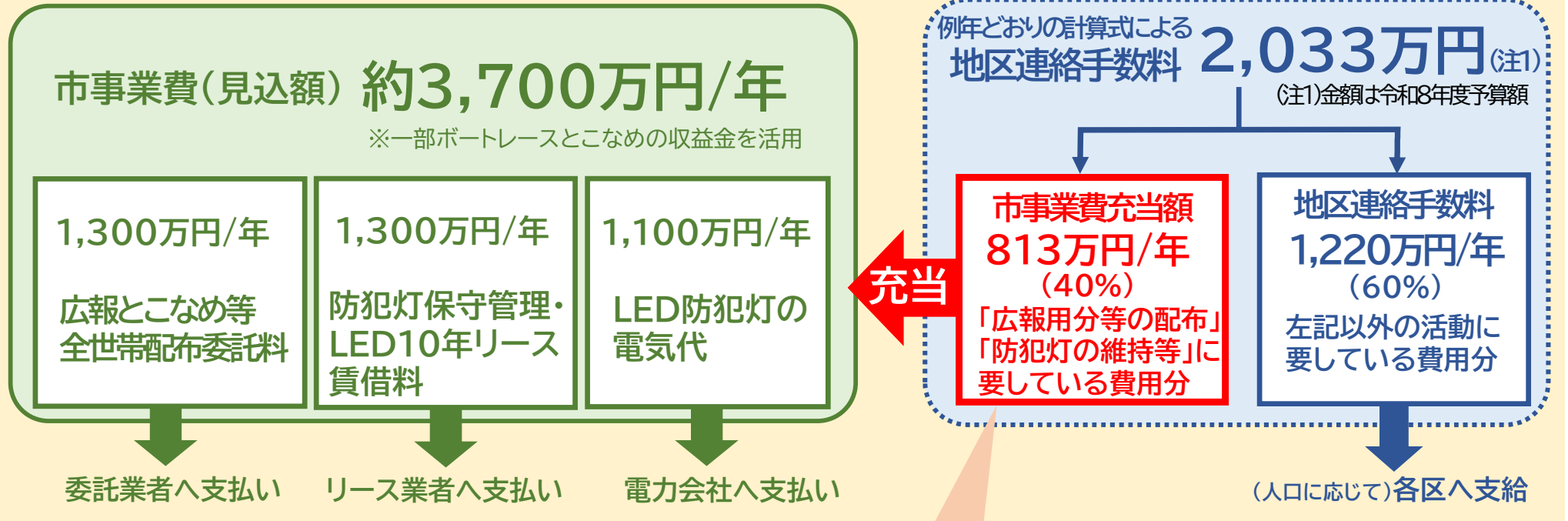


【地区連絡手数料の支給の目的・計算式・令和8年度予算額】

項目	支給の目的	計算式	令和8年度予算額
地区連絡手数料	市行政に協力する自治組織に支給し、自治組織の円滑な運営を図るため	$(一律150,000円 \times 28地区 + 人口割 315円 \times 58,368人) \times 0.9$	2,033万円

(2) 令和9年度以降の市事業費及び地区連絡手数料のイメージ

【令和9年度以降】



市で実施する「広報等の配布」及び「防犯灯の維持等」に要している費用分(40%(注2))を市事業費の財源に充当する考え方

(注2)市が自治会に依頼等している業務について、業者等に委託した場合の委託費用割合を試算した結果、「広報等の配布：9.8%+防犯灯の維持等(電気代含む)：30.7%÷40%」となった。

日赤等の募集	広報等の配布	防犯灯の維持等	一斉清掃	防犯パトロール	ごみ集積所管理
0%	9.8%	30.7%	58.9%	0.4%	0.2%

## 6 市事業費及び地区連絡手数料について (2)令和9年度以降の市事業費及び地区連絡手数料のイメージ

【参考:防犯灯の設置・維持管理を市に移管することによる金銭的なメリット】

(現行)

A区【区で一括して設置・維持管理】(注1)

設置・維持管理



区

B区【町内会ごとに設置・維持管理】(注1)



町内会

設置・維持管理



町内会

設置・維持管理

町内会

設置・維持管理

区で支払い

町内会ごとに支払い

電気代

全体で約1,100万円/年

【蛍光灯】1,300基(注2)×4,620円+【LED灯】2,500基×1,920円÷約1,100万円

今後のLED化経費

全体で約3,000万円

【蛍光灯】1,300基(注2)×33,000円-市補助金(1,300基×10,000円)÷約3,000万円

(注1)防犯灯の設置・維持管理の形態は区によって異なる。

(注2)現時点では約1,300基がLED化されていない。

市に移管

「電気代」「今後のLED化経費」とともに市で支払い

区または町内会は、

- ・電気代(全体で約1,100万円/年)
- ・今後のLED化経費(全体で約3,000万円) を支払う必要がなくなる。



# 7 今後のスケジュール

活動等	令和7年度		令和8年度											令和9年度			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
広報とこなめ等の全世帯配布						● 7/1 全世帯配布の開始	市により全世帯配布										
日赤・社協・赤い羽根の集金																	新たな方法で実施
防犯灯の設置・維持管理																	● 12/31 市に移管完了
地区連絡手数料の支給																	● 4/20 市:各区へ見直した金額を支給

全区長に説明(臨時区長会の開催)

市:委託業者が各世帯の位置などを確認

● 3/24 市から区長・町内長に周知の通知(予定)  
 ● 4/23 広報とこなめ5月に掲載

自治会:例年どおりのやり方で実施

市:自治会の負担軽減となる方法を検討

市:自治会の協力の基、約3,800基の移管手続きを実施

市:委託業者が現地調査、材料手配

● 3/24 市から区長・町内長に周知の通知(予定)  
 ● 電気商業組合と電気工事業者組合に通知  
 ● 4/23 広報とこなめ5月に掲載

市:委託業者が順次LED化工事

● 3/24 市から区長に周知の通知(予定)  
 ● 4/20 市:各区へ例年どおりの計算式により支給  
 ● 9月頃 市:各区へ見直し後の支給予定額を提示